

志染地区
市政懇談会資料

平成30年11月16日

市政懇談会出席者一覧

役 職	氏 名			
市 長	なか 伸	た 田	かず 一	ひこ 彦
副 市 長	おお 大	にし 西	ひろ 浩	し 志
副 市 長	ごう 合	だ 田	ひとし 仁	
教 育 長	にし 西	もと 本	のり 則	ひこ 彦
総合政策部長	やま 山	もと 本	よし 佳	ふみ 史
総務部長	あか 赤	まつ 松	ひろ 宏	あき 朗
市民生活部長	ほり 堀	うち 内	もと 基	よ 代
健康福祉部長	いわ 岩	さき 崎	くに 国	ひこ 彦
産業振興部長	よし 吉	おか 岡	まさ 雅	とし 寿
都市整備部長	ます 増	だ 田	ひで 秀	なり 成
上下水道部長	やす 安	ふく 福	あき 亮	ひろ 博
議会事務局長	し 清	みず 水	さと 悟	し 史
消防本部次長	はせ 長谷	がわ 川	ひで 秀	あき 明
教育総務部長	いし 石	だ 田	ひで 英	ゆき 之
教育振興部長	おく 奥	むら 村	ひろ 浩	や 哉

地区からの意見・提言

志染地区

	意見・提言の内容	回答者
1	「防災等に対する安全確保」① 7月7日の災害より補強工事への県や市の補助金の説明、ダムの放水、放水時のエアメール送信、一次避難所への物資配備、避難所の選択について	(1-1)産業振興部長 (1-2)都市整備部長 (1-3)危機管理課長
2	「防災等に対する安全確保」② 調整池や河川の改修と草刈、雑木や竹林の伐採、害獣対策(猪)について	(2-1)都市整備部長 (2-2)都市整備部長 (2-3)産業振興部長
3	「地域の安全安心な生活」① バイパスなどの主な県道や市道の緑地帯の草刈回数、街灯増加と防犯カメラの設置について	(3-1)都市整備部長 (3-2)市民生活部長 (3-3)市民生活部長
4	「地域の安全安心な生活」② 農道の安全通行や道路幅員、舗装の改善について	都市整備部長
5	「地域の産業や資源の活性化」① 公共交通網の充実や公共施設の充実、子どもを地域の核とした活性化をねらう学校再編成のあり方について	(5-1)教育振興部長 (5-2)教育振興部長
6	「地域の産業や資源の活性化」② 農業後継者問題解消や耕作放棄地の解決をねらう活性化策について	産業振興部長
7	「地域の産業や資源の活性化」③ 地域観光資源の金水などでの上下水道の整備による活性化	(7-1)産業振興部長 (7-2)都市整備部長
8	「地域の組織や団体の活性化」① 消防団員の確保や女性部の結成推奨や活動支援について	(8-1)消防本部次長 (8-2)市民生活部長
9	「地域の組織や団体の活性化」② 寄付金や募金、協賛金などの回数が多い、まとめてできないか。	市民生活部長
10	「地域の組織や団体の活性化」③ 市民活動支援金の継続について	市民生活部長

市政懇談会 意見・提言に対する回答

地区名	志染地区	
意見・提言	1－1	「防災等に対する安全確保」①について
(内容)	<p>地すべり地域における各家境界の石積みの崩壊の恐れがあり、補強工事への市及び県からの補助金があれば、教えてほしい。(三津田)</p>	
回 答	(担当課) 産業振興部 農業振興課	
<p>各家境界の石積みの崩壊の恐れに対する補強工事についての補助金はありません。</p> <p>地すべりに対しては、国、県の補助による地すべり対策事業があります。</p> <p>三津田地区の地すべり区域内については、平成11年度に地すべり対策事業で鋼管杭工を351本施工しているところです。</p> <p>地すべり対策事業は、事案が発生したのちに対策工事を行う事業で、予防事業として施工できません。また、宅地等に対する補助の制度もありません。</p> <p>区域内で平成11年度に杭を施工する前のような状況が発生すれば、農政局の専門の地質官に現状を確認してもらうこと、また、状況により警報装置等の設置が可能な状況もありますので、地すべり連絡委員を介して、ご連絡を頂きますようお願いします。</p> <p>また、地すべり区域以外の住宅地に隣接する山腹の崩壊に対しては、自然の山に戻す治山事業があります。県、市からの補助がありますので、ご連絡をいただけましたら、採択基準に合致するか確認いたします。</p>		

市政懇談会 意見・提言に対する回答

地区名	志染地区	
意見・提言	1 - 2	「防災等に対する安全確保」①について
(内容)	<p><7月7日の災害より、補強工事への県や市の補助金の説明、ダムの放水、放水時のエリアメール送信、一次避難所への物資配備、避難所の選択について></p> <p>① 護岸崩落2カ所について、護岸工事を早く進めていただきたい。 ② 降雨状況をみこして、早くにダムの放水をしていただきたい。(事前放流) (三津田)</p>	
回答	<p>(担当課) 都市整備部道路河川課 危機管理課</p> <p>① 護岸崩落している箇所については、所管している兵庫県加東土木事務所より「当該箇所は、他の被災箇所に比べ河川の管理面・流下能力等において、災害復旧の優先順位が低いと判断していることから、今回の災害による復旧工事を直ちに実施する予定はありません。今後、経過観察しながら河川の適切な維持管理に努めます。」との旨、伺っています。</p> <p>地域におかれても、今以上の崩落等がないか適宜確認いただき、崩落等が進むようであれば、市の道路河川課までご連絡いただきますようお願いいたします。</p> <p>② 吞吐ダムの事前放流の実施につきましては、平成26年に近畿農政局加古川水系広域農業水利施設総合管理所に要望しましたが、河川法第47条に基づく「呑吐ダム操作規程」により適正に管理しており、事前放流は実施できないとの回答をいただいております。</p> <p>しかしながら、平成30年7月豪雨におきましては、愛媛県のダムの緊急放流により死亡者が出る被害も発生していますので、事前放流の実施については今後も粘り強く要望していきます。</p> <p>なお、国土交通省では国管理の利水ダムで洪水調整容量を増やす制度について来年度の創設を目指すとの報道もあることから、このような国の動向についても注視してまいります。</p>	

※利水ダムとは…貯めた水に利用目的のあるダム（呑吐ダム）

貯めた水を上水道や農業用などに利用する目的
のあるダムで、洪水調整機能がなく流入量を超
えての放流はしません。

※治水ダムとは…洪水を貯める機能を持つダム

洪水の時にあらかじめ空けておいた容量に水
を貯め、洪水調整機能により下流に流れる水量
を少なくするなどの調整をするものです。

市政懇談会 意見・提言に対する回答

地区名	志染地区	
意見・提言	1 - 3	防災等に対する安全確保①
(内容)		
<p>①市の指定する一次避難所への備蓄物資等の配備について。指定緊急避難場所としての位置付けとなる、一次避難所指定の地域の公民館に対しても、避難所収容できる人員の分程度は非常食及び毛布、ブルシート（ビニルシート）の配備をしてほしい。（戸田・東吉田）</p> <p>②ダム放水時にサイレンとメールだけでなく、区長にも連絡してほしい。（細目）</p> <p>③二次避難所が公民館や学校ではあるが、橋が渡れないことは当然考えられるので、その場合は自由が丘や緑が丘への避難は可能か。</p>		
(細目)		
回 答	(担当課) 危機管理課	
<p>①一次避難所は、災害の発生直後に自宅から一時的に緊急避難し、自主防災組織で安否確認、救出活動、避難行動などを行う場所として指定しています。</p> <p>一次避難所から自宅に戻れない方が避難所生活を過ごす施設、或いは、一次避難所から移動して避難する施設として二次避難所を指定しています。</p> <p>一次避難所に長時間留まっていただくことは考えておりませんので、非常食及び毛布、ビニルシートの配備は考えていません。</p> <p>一次避難所に整備される防災資機材・備蓄物資等につきましては、三木市自主防災組織資機材等整備補助金を活用していただくようにお願いします。</p> <p>②ダムの放流の周知方法としましては、エリアメール（緊急速報メール）による配信はできません。NTTドコモ・au・SoftBankとのエリアメール（緊急速報メール）サービス利用規約において配信できる情報は、15項目に限定されているためです。</p> <p>なお、今年度より導入しています「三木防災メール」に登録されています区長様には、今後は放流情報を配信します。</p> <p>③三木市では、市民が避難する二次避難所が分かりやすいようにと心掛けて、自治会と二次避難所をマッチアップして表示していま</p>		

ですが、災害時にはどこの二次避難所に避難していただいても問題ありませんので、開設しています避難所を確認のうえ、避難するようにお願いします。

市政懇談会 意見・提言に対する回答

地区名	志染地区	
意見・提言	2－1	防災等に対する安全確保②
(内容)		
〈調整池草刈・河川改修〉		
<p>① 調整池の草刈を例年、防火・防災の一環として実施しているが、高齢化に伴う参加すべき人数の減少により、困難となっている。行政の支援をお願いします。(四合谷)</p> <p>② 宿原堰などの河川の土砂あげ、河川堤防の草刈りをお願いしたい。(安福田)</p> <p>③ 大きな水路の改修を市費でお願いしたい。(井上)</p>		
回 答	<p>(担当課) 都市整備部道路河川課 都市整備部用地管理課 産業振興部農業振興課</p>	
<p>① 当該調整池は、ため池兼用となっていることから、現在、通常の維持管理については地域にお願いしています。</p> <p>市では、用地管理課が所管しており、地域の実情を踏まえ、今後の対応についてご相談させていただきます。</p> <p>② 宿原堰などの河川の土砂あげ、河川堤防の草刈りについて、管理者である県に問い合わせたところ、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川内の土砂については、河川断面の3割を目安に治水上・河川管理上必要な箇所において実施しています。 ・堤防の草刈りについては、堤防の管理延長が膨大なため、できる場所が限られています。 <p>とのことであり、場所については県と調整しますので、具体的な箇所を市までご連絡をお願いします。</p> <p>なお、堰の堆積土砂の撤去については、堰の管理者にご連絡をお願いします。</p> <p>③ 一般的な土地改良事業による農業用水路の改修には、国、県、市が経費を負担して整備する農業用排水施設等の整備事業があります。ただし、農業用施設の整備には一部地元負担が必要となり、また、事業により採択条件があるので、協議が必要と考えます。</p> <p>なお、農業用水路の改修は、多面的機能支払交付金事業の施設</p>		

の長寿命化の制度を利用していただくことが出来ます。平成31年度から5年間の計画で地元負担なしで改修することができるので、地区内で協議いただきたく思います。

また、市単独の土地改良補助事業の制度もあります。必要経費の約4割を市が負担しますので活用いただけます。

水路が市管理河川などの場合は、市で確認し対応を検討いたします。

まずは、改修が必要と考えておられる水路について、場所等を含め道路河川課や農業振興課までご相談下さい。

市政懇談会 意見・提言に対する回答

地区名	志染地区	
意見・提言	2－2	防災等に対する安全確保②
(内容)		
〈雑木・竹林の伐採〉		
<p>① 山際の市道で、生い茂った雑木や竹が道にはみ出しているため、交通に支障をきたしている。個人所有地からのはみ出しでも、個人責任での処理が困難なほど大木になると市道を通行止めにするなど、市の支援が必要。その際には市道の管理という意味でも雑木や竹の伐採をお願いしたい。(大谷)</p> <p>② 竹林は鶴や白鷺、イノシシの住処となっているところで、数年に一度、里山の竹木をチェーンソーで伐採し、休耕田で燃やしているが、高齢化する自治会での対応に限界があるため、里山や河川敷の竹林化について行政としての考え方を示していただきたい。早急な要望として、加西市のように、竹をチップにする破碎機を市で購入し、貸し出しを行っていただきたい。(志染中)</p>		
回答	<p>(担当課) 都市整備部道路河川課 産業振興部農業振興課</p>	
<p>① 民地の木は、民地の方に適正管理をお願いしたいと考えています。ただし、管理いただけない場合、市で対応する場合もありますが、民地の方にご了解をいただく必要があるため、地権者が地元の方でしたら、ご協力ををお願いすることもあると思いますのでよろしくお願ひいたします。また、具体的な場所をお知らせくださいますようお願ひいたします。</p> <p>② 農地及び農地周辺の維持管理は、地域で多面的機能支払交付金事業を活用しながら対応いただきたいと考えています。</p> <p>多面的機能支払交付金事業では、農地周りの竹林等の伐採の活動の作業に要した経費や焼却せずに処分の出来る樹木粉碎機のリースも交付金により対応できます。</p> <p>なお、樹木粉碎機を市で購入し貸出することについては、機械の重量が相当あり、運搬に2tダンプが必要など安全面に問題があると考えています。</p> <p>竹林は、農地周りに限ったものではないので、今後、加西市などの貸し出し事例を参考に市として検討いたします。</p>		

また、河川の日常管理は、地域の方でお願いしたいと考えています。地域の方での対応が難しい場合は、用地管理課までご相談ください。

※ 加西市における破碎機貸出の取り組みは、需要が少なくなっています。特定の団体による利用がある状態です。また、破碎機の刃が摩耗している状態ですが、更新する予定はないと聞いています。

市政懇談会 意見・提言に対する回答

地区名	志染地区			
意見・提言	2-3	「防災等に対する安全確保」②について		
(内容)				
<害獣対策（猪）について>				
山沿いの田畠に対してイノシシによる被害が年々増加しているので、対処に協力していただきたい。（安福田）				
回 答	(担当課) 産業振興部農業振興課			
獣害対策については、各集落において市の有害鳥獣対策事業を活用した集落単位での電気柵等の設置を進めて頂いているところあります。				
また、国庫補助による金網柵の資材費のみを補助するメニューもあります。これは、市が金網柵を購入して集落に提供し、集落で設置をお願いするものです。				
設置後は、柵周辺の草刈り等の管理をしていただき、野生動物の生息域と人里とのバッファゾーン（緩衝地帯）を設けることにより環境が改善され獣害の軽減が図れるものと考えています。				
個体数を減らす対策は、猟友会駆除班とともに猟銃、わな、檻の設置によりイノシシの駆除活動を行っています。				
猟銃による駆除は、地元区長からの要望により市が猟友会駆除班に許可をします。				
わな、檻の設置を増やすことは可能ですが、見回り、餌の交換等に、集落の方々にも協力ををお願いすることになるので、ご理解をお願いいたします。				

市政懇談会 意見・提言に対する回答

地区名	志染地区			
意見・提言	3－1	地域の安全安心な生活①		
(内容)				
<p>① 小中高生の通学路でもあり、志染バイパスの交通量増加に伴い、安全確保のためにも緑地帯の草の刈りこみ回数を増やしてほしい。(窟屋、しじみ会、老人クラブ)</p> <p>② 県道沿いの植木や緑地帯の雑草が見苦しい。桜並木なども計画し、花街道を設置し、「美しく明るい志染」にしたい。</p>				
回答	(担当課) 都市整備部 道路河川課			
<p>志染バイパスについて管理者である県に問い合わせたところ、「県管理道路の道路脇及び植樹帯の低木の剪定、草刈りについては、予算の制約があることから、年1回を基本としており、年間を通して順次作業を行っている。ただし、通学路等で緊急性の高い箇所の草刈り時期については、別途ご連絡いただきたい」とのことでしたので、まずは市の道路河川課もしくは用地管理課にご連絡をお願いします。</p> <p>桜並木など花街道をというご意見についても県に問い合わせたところ、まず、「植樹帯に植える高木について最近は、乾燥や排気ガスに強くあまり大きくならない樹種を選定しており、桜については木が大きくなり根浮き、害虫の発生等、自転車・歩行者への影響が大きいことから、道路にはほとんど植樹していない」とのことです。このことから、花街道については樹種の選定を含め、位置・区域及び地域での維持管理計画などを伺いながら事業の可否を含め検討してまいります。</p> <p>なお、アドプト制度により地域住民の方が道路の植樹帯に花等を植えることは可能です。維持管理は地元住民の方となっていますが、この制度により花街道を計画されている場合は、まず市（用地管理課）にご相談をお願いします。</p>				
<p>※アドプト制度とは…公共(市など)の道路施設などの維持管理(剪定・草引き・清掃など)をボランティアで市民の方に行っていただく制度です。作業に必要な資材の費用などは市で負担します。</p>				

市政懇談会 意見・提言に対する回答

地区名	志染地区		
意見・提言	3－2	地域の安全安心な生活①	
(内容)			
<街灯の増加とごみの散乱>			
		①不審者等が増えているので、街灯の増加を望みます。(安福田) ②窟屋大橋南詰の4車線拡張場所での夜間駐車大型車による不法投棄があり、街灯の設置による防止策をお願いしたい。(窟屋) ③志染公民館前バス停北側空地にごみが散乱していることが多い。管理責任を明確化し清掃願いたい。(井上)	
回 答	(担当課) 市民生活部生活環境課		
<p>① ご要望いただきました防犯灯は、三木市防犯灯設置及び維持管理要綱に基づき自治会の要望により市が設置（自治会負担あり）し、各自治会が管理しています。地元からの要望があれば要綱に基づき設置します。</p> <p>② ご指摘の道路箇所の管理者である加東土木事務所用地第2課に対して、定期的な道路パトロールによるごみの撤去や拡張箇所の閉鎖など不法投棄されにくい環境整備の検討を依頼しました。加東土木事務所からは「少し時間はかかるが、ガードレールで拡張箇所に車が進入できないようにしたい」との回答がありました。</p> <p>③ ご指摘の空き地の管理者は加東土木事務所用地第2課です。今回の提言を受けまして、定期的な道路パトロールにおいてごみの撤去を依頼しました。あわせて“ポイ捨て禁止”等の看板を設置することにより、啓発を図ることも依頼しました。</p>			

市政懇談会 意見・提言に対する回答

地区名	志染地区	
意見・提言	3－3	「地域の安全安心な生活」①
(内容)		
<安全安心のための防犯カメラ>		
<ul style="list-style-type: none"> ・不審者の通行に対する不安、防犯カメラの設置への支援（大谷） ・防犯上必要と思われる箇所について防犯カメラを市の単独事業として設置してほしい。現在、防犯カメラについては、県と市、防犯協会からの補助で、自治会の運営として設置が可能であるが、市単独事業として、例えば、通学路等に設置してゆくような取り組みはないのでしょうか。近隣他市においては、市で1,000か所～1,500か所設置する等の計画があるようです。農村部においては、会員世帯の数が少なく、たとえば自治会を運営するにあたっても、自治会の会費が年25,000円程度と負担が重く、たとえ補助を利用したとしても、そのメンテナンス費用が必要となってくるため、自治会運営の防犯カメラの設置にはかなりの負担となります。（戸田） 		
回答	(担当課) 市民生活部生活環境課	
<p>防犯カメラについては、自治会やまちづくり協議会、防犯グループ等が設置する場合に経費の一部を助成する防犯カメラ設置補助事業を兵庫県がスタートし、その後三木市や三木防犯協会でも制度化したことなどにより市内で設置が進んでいます。また、市としては、三木防犯協会等からの寄付を含め、駅前の駐輪場ほか公共交通機関集中箇所や大規模交差点など通行する人や車両が多い箇所での設置を中心に整備していきます。通学路を含め、地域の安全安心を守るために、自治会やPTA、地域の防犯グループ等の住民による取り組みが不可欠です。市としては今後も、地域の安全安心なまちづくりを支援していきます。</p>		

市政懇談会 意見・提言に対する回答

地区名	志染地区	
意見・提言	4	地域の安全安心な生活②
(内容)		
<p>① ネスタリゾートから大谷への下り坂での車のスピード出しすぎへの対策、また大谷や井上地区での農道の通行量が多く、中学生の通学が危険である。(大谷)</p> <p>② 県道三木三田線の安福田と東吉田間での幅員が狭く、カーブも大きく危険な状態である。ここを通行する中学や高校への自転車通学生徒もおり、何とか安全策を県等と協議し、実施していただきたい。(志染中)</p> <p>③ 生活環境の視点より県道の舗装修繕をこまめに実施してほしい。近年の交通量、大型トレーラー等重量車両の増加により、県道の舗装の状態が修繕してもすぐに悪くなってしまう傾向にあり、県道の沿線に居住される住民の健康被害が懸念される。パトロールを十分に行っていただき、特に生活されている家屋のある付近の、舗装面においては、早期修繕を行っていただくよう、生活環境の点より市が窓口となり、県と連携していただきたい。(戸田)</p>		
回答	<p>(担当課) 都市整備部道路河川課 市民生活部生活環境課</p>	
<p>① 下り坂での自動車のスピード抑制対策としては、 ・減速を促す看板などの対応と、 ・運転者に自動車スピードを減速させる効果のある白線による路面標示や段差舗装 などが考えられます。</p> <p>ご指摘の道路は県道であることから、これらの対策について対応いただけるように県と調整してまいります。</p> <p>また、ご指摘の農道につきましては、スクールゾーン標識を設置しドライバーに児童・生徒への配慮を促しています。今後も状況を注視しながら必要に応じて、啓発看板を設置するなど運転者のマナー向上に取り組んでいきます。</p> <p>② 県道三木三田線は歩道が整備されている区間、未整備の区間が混在しており、志染バイパスが完了し交通量は以前と比べて減少しているものの、大型車の抜け道となっているため、いまだ危険</p>		

な状態となっています。

しかし、当路線の道路拡幅や歩道整備などについては、志染バイパスの整備が完了していることから、当該路線を管理する県による整備は困難ですが、引き続き県と協議していきます。

御坂交差点においては、三木方面への大型車の通行を抑制するため、看板を掲示するなどの対応を行っていますが、看板の追加、流入抑制のための白線対応など、更なる対応を進めたいと考えます。

- ③ 県道の舗装については、傷んでいる箇所について市からも舗装補修の依頼をし、県に対応いただいているところです。

今後も傷んでいる箇所がありましたら市までご連絡をいただきますよう、お願ひいたします。

市政懇談会 意見・提言に対する回答

地区名	志染地区	
意見・提言	5－1	地域の産業や資源の活性化①
(内容)		
<p>①公民館の雨漏り（避難所）対応として建替え、進入路改善、そしてグラウンドゴルフやサッカー、野球のできるものの設置と整備（老人クラブ）</p> <p>②公民館の出入り口の改善。公民館の出入口は、県道からの進入路の幅と角度に危険を感じる。（しじみ会）</p> <p>③老人クラブの活動の場である正規（15m～50m）のグラウンドゴルフ場の確保をしていただきたい。（井上）</p>		
回答	(担当課) 教育振興部 生涯学習課 教育総務部 文化・スポーツ課	
<p>志染町公民館の雨漏りについては、承知しております。志染町公民館については、避難所にも指定されておることから、平成31年度に耐震工事を行う予定で耐震診断、耐震工事設計を進めております。本格的な防水対策は、耐震工事の際に行う予定です。工事までの間は、損傷の激しい防水シートの一部張替など、臨時に防水対策を行います。</p> <p>公民館の南側出入口については、県道からの進入路が狭く、またカーブしていることから運転者に不安を抱かせることとなっています。ご利用いただく方には、十分にスピードを落として安全に通行していただくことをお願いしてまいります。</p> <p>なお、北側のデイサービスセンター側にも出入口がありますので、こちら側からの利用も啓発します。</p> <p>また、グラウンドゴルフ場やサッカー、野球等の施設整備については、現在のところ整備の予定はございません。お近くの公共施設をご利用いただくようお願いいたします。</p>		

市政懇談会 意見・提言に対する回答

地区名	志染地区	
意見・提言	5－2	地域の産業や資源の活性化①
(内容)		
<p>①小中学校がなくなることは、地域の核がなくなり志染地区のコミュニティの衰退につながる。子どもの教育を保証しながら地域の活性化を図る方法を求めたい。(しじみ会)</p> <p>②小規模学校であっても基本的には存続するよう努力してほしい。子どもの成長目線で考えても、義務教育段階では競争原理を優先させるより、助け合いや協力を中心にした成功体験やいろんな役割体験が豊富である方が将来の人生により良い方向性を導き出せる。またその実例として志染中生や卒業生した高校生や大学生の意見を聞いてほしい。単に生徒減のみで統廃合を進めてほしくない。(老人クラブ)</p>		
回答	(担当課) 教育振興部学校教育課	
<p>志染小学校、志染中学校をはじめとした小規模校では、きめ細やかな少人数指導に加えて、異年齢集団を活用したり、学校生活の随所に活躍の機会を設定するなど、小規模校のメリットを生かした教育が行われています。</p> <p>また、テレビ会議や合同行事を取り入れ、広がりのある協働的な学びを設定するなど、小人数によるデメリットの解消にも努めています。</p> <p>しかしながら、多様な考えに触れながら深める学習や体育、部活動など、集団で行う教育活動に制限が多いことも事実です。</p> <p>また、急激な変化が予想されるこれからの中において、力強く生き抜く力を、子どもたちが身に付けるためには、早い段階から、多様な人との関わりの中で、様々な心を通い合わせる体験や、時に人間関係に葛藤するような体験をすることで、社会性や人間性、そして道徳心を身に付けていく必要があると考えます。</p> <p>子どもの人数の減少が、学校再編の1つの出発点であったことは事実ですが、何よりも、今ここに学ぶ子ども達、そして、これから学び始める子ども達に、どのような教育環境を整えるべきなのかを主眼に置き、学校再編を進めて参ります。</p> <p>次に、学校が地域コミュニティーに果たす役割が大きいことも事</p>		

実です。子ども達に、より良い教育環境を提供するための学校再編と、三木市の将来を見据えつつ、地域の活性化に向けた様々な施策が、両輪の役割を果たしながら、進めていくことが肝要であると考えています。

市政懇談会 意見・提言に対する回答

地区名	志染地区			
意見・提言	6	「地域の産業や資源の活性化」②について		
(内容)				
<農業後継者問題や耕作放棄地の解決をねらう活性化策>				
<p>①農業の後継者が減少しています。市として三木の農業への支援のあり方について教えていただきたい。(三津田)</p> <p>②耕作放棄地を農業用地として有効活用し、定年後の高齢者を生産者として雇用できるような組織づくりを検討していただきたい。</p>				
(細目)				
回答	(担当課) 産業振興部 農業振興課			
<p>① 農業の後継者が減少しているのは、社会全体の高齢化が進むなか、農業に対しての「儲からない」「重労働できつい」といったイメージが、新たに農家として働きたいという人が増えない原因としてあげられます。</p> <p>農業は、市としては守るべき産業と考えており、認定農業者、新規就農者など担い手への支援を引き続き行います。</p> <p>また、担い手の確保、育成については、県、JA等の関係機関と協議を進めていきたいと考えます。</p>				
<p>② 耕作放棄地の問題は、公的な機関の農地中間管理機構が農地集積バンクを作り、取り組んでいますが思うように成果が上がっていない状況です。</p> <p>耕作放棄地の有効活用は、ハーブを三木市の特産品にしようとする三木ヴェルデより、ハーブの苗を農家に配布し耕作放棄地で契約栽培してもらう提案もあります。</p> <p>今後、農業委員会や農業振興審議会において耕作放棄地問題及び高齢者を雇用できるような組織づくりを検討課題とさせていただきます。</p>				

市政懇談会 意見・提言に対する回答

地区名	志染地区			
意見・提言	7－1	地域の産業や資源の活性化③		
(内容)				
<地域観光の活性化、金水周辺上下水道整備>				
志染の観光資源の一つである金水を観光施設として活用するためには、現状の駐車場だけからトイレと上下水道の整備をすすめ、観光客増につなげ活性化を図る支援をしてほしい。(窟屋)				
回答	(担当課) 産業振興部 観光振興課			
金水を訪れる方用として駐車場と仮設トイレを設置しており、地元の方々により管理していただいているところです。				
汲み取り式のトイレで清潔に保つことが難しいとは思いますが、上下水道の整備については、費用対効果の観点から現在のところ考えておりません。				
《参考》 現在は、7月の大雨による被害で園路が危険な状態であることから、管理者の防災公園が通行を禁止し金水に近寄れない状況で、復旧の目途もたっていないと聞いております。				

市政懇談会 意見・提言に対する回答

地区名	志染地区	
意見・提言	7-2	「地域の産業や資源の活性化」③
(内容) <公共交通の増便> 現在、土・日・祝日に緑が丘駅前が7便、木・日に三木営業所発が2便なので志染町公民館前経由のバスの増便をお願いしたい。(井上)		
回答	(担当課) 都市整備部交通政策課	
バスの増便に当たっては、利用者の需要に即したものであるかなどを十分に把握した上で、検討する必要があります。 折しも現在、平成31年3月を目途に、本市の新たな公共交通網計画の策定を進めていることから、御意見の内容につきましては、計画全体の見直しの中で検討してまいります。		

市政懇談会 意見・提言に対する回答

地区名	志染地区			
意見・提言	8-1	地域の組織や団体の活性化①		
(内容)				
<消防団員の確保>				
消防団員の確保に苦慮している。自治会の役員もしながら消防団も兼ねているため、自治会行事と消防団行事が重なり活動が成り立たない。このような状況に対し、将来的な対応を市全体で協議してもらいたい。(志染中)				
回答	(担当課) 消防本部 総務課			
志染地区消防団は5分団14班、うち機動隊1隊で構成されており、定員203人、実員201人となっています。各地区において、消防団の皆様や地域住民の皆様の深い御理解と御協力により、志染地区での消防団員数の推移については、過去10年でほとんど増減はありません。				
しかし、団員数の増減はほとんどない一方、三木市消防団員の平均年齢は年々高齢化しており、平成30年4月1日現在、39.1歳となっています。(平成20年4月1日:35.6歳)				
このような状況のなか、今回の御意見にありますとおり、自治会役員と消防団員を兼務され、活動に苦労されている地区もあるとお聞きしています。				
三木市消防団では、そのような現状の課題や問題点、今後的情勢変化を踏まえた三木市消防団の今後のあり方について、今年度より消防団幹部と消防本部の間で、協議を開始したところでございます。				
現在の予定としましては、今年中に、現任の消防団員に消防団員定数も含めた消防団組織に関する意見や意識のアンケート調査を実施することとしています。				

市政懇談会 意見・提言に対する回答

地区名	志染地区			
意見・提言	8－2	地域の組織や団体の活性化①		
(内容)				
<女性部結成の推奨>				
旧婦人部のような結束の強い組織ではなく、すでに存在している地区もあるが市全体として各地区での女性部結成の呼びかけや推奨をしてほしい。(志染中)				
回 答	(担当課) 市民生活部市民協働課			
自治会内で女性部を結成することについては、それぞれ自治会での実情も違っていることから、市として一律に女性部の結成を呼びかけることは考えておりません。自治会活動の活性化のため、自治会への女性の参画や女性の意見を取り入れる取組として、女性役員の登用を推奨しているところです。				
しかしながら、女性部の結成を検討されている自治会に対しては、他の自治会の女性部の事例を情報提供させていただくなど、協力いたしますので、ご相談ください。				

市政懇談会 意見・提言に対する回答

地区名	志染地区			
意見・提言	9	地域の組織や団体の活性化②		
(内容)				
寄付金や募金、協賛金などの回数が多くなっている。まとめてできないのか。(大谷)				
回答	(担当課) 市民生活部市民協働課 健康福祉部福祉課 産業振興部農業振興課			
自治会を通して、募金活動等を依頼させていただいているものは、次のとおりです。				
① みっきい夏まつり募金（4月 市民協働課） ② 赤十字会員増強運動にかかる活動資金（4月 福祉課） ③ 緑の募金（4月 農業振興課） ④ 遺徳顕彰会事業協力金（5月 福祉課） ⑤ 善意募金（6月 社会福祉協議会） ⑥ 社協会員会費（8月 社会福祉協議会） ⑦ 赤い羽根共同募金（10月 社会福祉協議会）				
ご指摘のとおり、募金、協賛金等については、非常に数が多くなっており、自治会の皆様方にはたいへんお世話になっておりますことを感謝申し上げます。				
それぞれの募金活動は、主催団体（担当窓口）が違いますので、募金活動を行う時期及び募金送付先の口座名義も募金、協賛金によって異なっています。したがって、これらの募金、協賛金を一括して取り扱うことは困難であるということをご理解願います。				
しかしながら、できる限り自治会活動の手間を省くため、年度初めに、募金・協賛金の予定一覧をお知らせし、募集依頼する時期を合わせるような工夫をしてまいります。				
また、⑤⑥⑦の社会福祉協議会が取り扱う募金につきましては、既に各公民館の窓口で受付しているほか、時期によっては、同時に一括して受付することも可能となっています。今後も募金の受付について、より簡易にできるよう調整を続けてまいります。				

市政懇談会 意見・提言に対する回答

地区名	志染地区	
意見・提言	10	地域の組織や団体の活性化③
(内容)		
市民活動支援金の継続を希望する。高齢者が活き活きと輝ける場づくりへの補助金は今後も継続してほしい。(しじみ会)		
回答	(担当課) 市民生活部市民協働課 健康福祉部福祉課	
<p>市民活動支援金については、新たな活動団体の立上げ支援を充実させるとともに、既存団体が継続的に活動できるよう自立した運営を促進するため、本年4月に制度改正を行いました。</p> <p>これにより、今まで支援金を受けておられた活動団体については、3年間の経過措置期間を経て「市民活動支援金」としての補助金は終了となります。多数の市民福祉の向上に寄与し、市として支援すべき事業については、それぞれの担当部局で新たな支援策についての検討を行っています。</p> <p>現在、市役所内の担当部局で支援金を受けておられる団体情報を共有し、検討を進めているところです。高齢者等を対象とするサロン活動の支援については、今年度中に補助金の交付要綱案を作成し、平成31年度に新制度による支援を開始できるよう事業の具体化を進めてまいります。</p> <p>高齢者のサロン活動等は、憩いの場づくりとして大切な活動であると認識しています。地域住民を巻き込んだ共生社会を進めるため、これから具体的に支援対象の条件及び事業内容を精査いたします。</p> <p>なお、これらの支援策の検討状況については、市民活動をされている各団体の皆様に、なるべく早い段階でお知らせできるよう努めてまいります。</p>		

